

五監公告第9号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年4月11日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

上下水道局（上水道・簡易水道事業）

3. 監査の期間

平成29年3月1日～平成29年3月27日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 五泉市文書規程第24条（起案書の使用要領）、第30条（決裁月日の記入）、第50条（簿冊の登録及び作成）等に基づく文書及び簿冊の作成が徹底されていない。文書規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。	指摘事項を訂正するとともに、文書規程を遵守し、適正な事務処理に努めるよう局員に周知いたしました。
② 各種占用許可に係る申請及び許可書、工事関係書類について、記載誤りや整合性のとれていない事例が多数見受けられた。また、工事完了届の様式が市の様式と異なっている事例も見受けられた。内容の確認を徹底し、適正な事務処理に努められたい。	指摘事項を訂正するとともに、適正な事務処理に努めるよう局員に周知いたしました。
③ 業務委託契約について、実施期間が不明確である等、一部不備が見受けられた。業務内容によっては準備契約方式による年間契約を実施する等、適正な事務処理に努められたい。	契約関係の事務処理について、適正な事務処理に努めるよう局員に周知いたしました。
④ 各種見積書及び請求書について、その発行年月日欄に記載漏れの事例が多数見受けられた。適正な事務処理に努められたい。	指摘事項を訂正するとともに、適正な事務処理に努めるよう局員に周知いたしました。